

○事務局長 定刻前ですけれども、皆様お集まりいただきましたので始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。おはようございます。ご着席をお願いいたします。本日は1名の方から欠席届が出ておりますが、会議規則第6条の規定によりまして、半数を超えておりますので会議は成立をいたしております。それでは、ただいまより令和3年度第11回多良木町農業委員会総会を開催いたします。開催に当たりまして、会長ご挨拶をお願いいたします。

○会長 (会長挨拶)

○事務局長 ありがとうございます。それでは、会議規則第4条によりまして、会長は総会の議長となり議事を整理するとなっておりますので、会長よろしく申し上げます。

○議長 それでは座らせていただいて説明いたします。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員に10番委員、2番委員を指名いたします。よろしくお願いたします。日程第2、議案第28号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。本件について、事務局よりお願いいたします。

○事務局長 それでは1ページ目をお開きください。日程第2、議案第28号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、下記のとおり農地の権利移転等についての許可申請があったので、許可不許可についての意見を決定するものとするものでございます。今回は3件出てまいっております。

(3件の申請について説明)

以上で説明を終わります。

○議長 続きまして、事前調査の報告をお願いいたします。

○9番委員 議案第28号、農地法第3条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回3件の申請がありましたが、昨日9日に9番私、10番委員、15番委員と局長で調査いたしまし

た。番号1の申請につきましては、先ほど説明した箇所になりますが、字年の神と字原の田が農振農用区域内農地、それ以外は除外地となっております、対価〇円による所有権移転となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで申請は妥当であるとの協議結果でございました。続いて、番号2の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用区域外農地となっております。対価〇円、10a当たり〇円による所有権移転となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件に該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。続いて、番号3の申請につきましては、先ほど説明された箇所ではありますが、農振農用区域外農地となっております、対価〇円、10a当たり〇円による所有権移転となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件に該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。以上で報告を終わります。

○議長 ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何か皆さん方、ご意見はございませんか。7番委員。

○7番委員 2番と3番の件について、私のエリアでありますので皆さんに、補足説明をさせていただきたいと思います。前回ここ付近の農地を公社を通して売買しましたけれども、局長からあったように今回は区域外の農地だということで公社を通せなかったんです。ここに里の城という施設があるんですけども、この施設ができる前にはこの道路の右のほうからトラクターなどが入っていたんですけども、ここにホームが出来て、ちょっとした区切りをつけられたおかげで、ここの農地に入ることが出来なくなり、□□さんが□□さんの山を相談して、買われたら□□さんがそこを通過して、ここの農地に入っていく作業

道をつくられるということです。色んな角度から農地に入る道を探してたんですけども、急傾斜地とかがあってそこしかなかったの、この結果になったわけです。

○議長 ありがとうございます。ほかに何かございませんか。ないようでしたら、お諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。それでは日程第3、議案第29号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。なお、本件については、議事参与の案件がございますので、呼ばれる方は退席をお願いいたします。私と12番委員、15番委員、14番委員、6番委員、11番委員は退席をお願いいたします。

○2番職務代理者 こんにちは。それでは、日程第3、議案第29号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局より説明をお願いいたします。

○係長 日程第3、議案第29号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、令和4年第2回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による別紙計画書について、2月1日付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、退出されました議事参与者の方の集積計画について、ご説明をいたします。

(議事参与者分の案件の説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

○2番職務代理者 ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました件について、質問のある方はお願いいたします。

○9番委員 11番委員の貸し借りはどういう関係になるんですか。

○係長 こちらは親子関係になります。

○2 番職務代理人 他に何かご質問のある方はお願いします。ないようですので、退出された方の入室をお願いいたします。

○議長 2 番委員にはお世話になりました。残りの案件の説明をお願いいたします。

○係長 (残りの案件について説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

○議長 ただいま、事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。

異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続きまして、日程第 4、報告第 19 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○係長 それでは、6 ページをお開きください。日程第 4、報告第 19 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について、令和 3 年 12 月 25 日から令和 4 年 1 月 25 日までとなっております。

(内容説明)

以上で報告を終わります。

○議長 ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。ないようでしたら、報告第 19 号を終わります。続きまして日程第 5、次回総会に伴う事前調査委員の指名を行います。次回の事前調査委員に 2 番委員、16 番委員、17 番委員を指名いたします。なお、事前調査の日時は、3 月 9 日水曜日午前 9 時からです。御三方ご都合はよろしいでしょうか。お願いいたします。総会は 3 月 10 日木曜日でございます。午後 4 時から開催ということで、よろしく申し上げます。以上で本日提案された議案並びに報告

事項は全て終了致しました。議事録につきましては、発言内容に支障のない範囲で整理させていただきますことをご了承ください。

○事務局長 これをもちまして、令和3年度第11回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。
お世話になりました。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記